

監査公表第5号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した、建設部に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和2年3月30日

敦賀市監査委員	安久	彰
同	中村	淳
同	有馬	茂人

## 令和元年度 建設部に係る定期監査結果報告

### 1 監査の実施日

令和元年11月12日（火）、13日（水）

### 2 監査の対象

建設部

道路河川課（郊外生活基盤整備室）、公共交通用地対策室、住宅政策課（空き家対策室）（以下「各課等」という。）に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理状況

### 3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、財務及び事務事業の執行管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

### 4 監査の結果

各課等における予算の執行及び事務処理は、おおむね適正に行われているものと認められたが、次の事項については、引続き必要な措置を講じられたい。

#### （1）市営住宅の管理等について

市営住宅の管理等については、関係法令に則り適正に行われているところであるが、住宅使用料の滞納整理を含む管理等の民間への委託について、費用対効果を勘案し検討していただきたい。

#### （2）工事請負等に係る業者選定について

工事請負、業務委託等に係る業者選定に当たっては、敦賀市財務規則に基づき、公正な事務執行により、一層の透明性の確保に努めていただきたい。